

# ケース スタディにみるジョイント・ベンチャーの 法的性格と国際法上の位置づけ(一)

大 西 公 照

田 次

- 一 はしがれ
  - 二 ジョイント・ベンチャーの法律的捉え方
  - 三 従来の国際法の再検討
  - 四 ケース・スタディ
- ケース (1) ジョイント・ベンチャーの外人制度とアメリカ連邦法  
(2) タカヘン対漁業ゲーム委員会事件
- (3) Noe v. Federal Communications Commission<sup>1</sup>
- (4) Société Remington Typewriter v. Kahn
- (5) In Re Oil Industry Association Limited, Cracow
- ケース バダムヌラ・マハム・シカヤーの私鉄連絡会議(11)

## (6) Laurine v. Laurine

## 五 むすび

## 一 はしがき

第一篇では、ジョイント・ベンチャーの本質とその法的性格<sup>(1)</sup>、更にそれが law-making treaties または global law と、どうふう風な立体的法構造を保ち始めるに至つたかを明らかにし、統一法への展開に関する研究の足がかりとしたつもりである。

第二篇より、いよいよ本論に入り、ケース・スタディからなるその実証を行なおうとするものである。しかし何としても、この論文の枚数には極端な制限が課されており、この小論もまた結局するところ「ライオンの鼻毛を一本触つてみてその全体像を推し量つたもの」との謗りは免れないものと思つてゐる。しかし日本が生んだ一代の碩学、大沢章先生の常日頃求めて止まれなかつた「ケース・スタディにも比較法的考察を加えること」とされたる趣旨に向ひて、かすかながら「小れど一歩が加えられる」とに望外な喜びを感じるものである。恥憚なれば叱正を心からお願ひしたい。

- (1) 大東法学 11号 大西公照、ケース・スタディにみるジョイント・ベンチャーの法的性格と国際法上の位置づけ…[一]、11節  
ジョイント・ベンチャーの本質とその法的性格
- (2) 前掲書、四節 law-making treaties の統一法的性格とその拘束力、五節 ジョイント・ベンチャーと law-making treaties の交錯。

ジヨイント ベンチャードの本質とその法的性格については第一篇で明らかにしてある通り、非常に流動的であり、その定着にはまだ数十年を要するとする有力な意見も存在する程である。<sup>(3)</sup> ジヨイント ベンチャードが従来の概念を脱却して、いわゆる地球法 (global law) の成立を促し始めたのも、結局すむと云ふ、オーソドックスな国際法が所詮現代に至る迄領域主権論からするタテの繋がり、尤も、その中には空中法と海洋法を含むのはもちろんあるが、それと同時にヨコの関係からする条約論、これもその中に上限としての超々他国間条約、law-making treaties 的なものを含むのも当然としても、このいわゆる一大ヨコテリーで成立して來てゐるところと云ふのであり、更にこの外に新らしい分野として、それは第三分野の色彩を強くして來てゐるのであるが……憲章一章、一二章、一三章、特に一章に示されるいわゆる宣言形式による非自治地域に対する、先進国による神聖な義務としての「一方的援助方式」の分野が上へて來てゐる事も事実である。また一般的にみて前者の領域主権の概念は最近ある程度の定着状態をみせており、いわゆる法律的なものと Theologisch なものとの分離が図られてゐることも最近、世界の国際法学会の一傾向となつてゐる。たとえば領域主権の Subject となる領域についてブライアリーは「一定の枠内で、ある種の制限の下に、その枠内の人および物 (persons and things)」に対し、他国の管轄権を完全に排除して、そこに正当な権限行使を空間的であり、その一定の枠を国境 (boundaries, frontier) といふ<sup>(4)</sup>と説明し、この空間に正当な権限が行使される状態を、「科学的に (scientific) 觀察し (Oberaufsicht führen)」て領域主権が行使されると説明するのだとしてゐる。ノーヴィの説明は終るのであるが、要するに正当な権限行使する主体が、なんであるかについては全然論じてゐないのである。この状態を今少し追究してみると、たとえばアイザック・ニュートンは一般に、万有引力の法則 (Prinzip der allgemeine Gravitation) を発見したと謂われてゐるし、ある秋の夕暮れ、彼がケンブリッジ、キングスカレッジの窓外を、物思いに耽りて眺めていたといふ、突然林檎の落ちる状態を見て万有引力は何であるかを entdecken したとするふうになつてゐる。

しかしニュートンは果たして一般に贈炙されているようにその、何んであるかを発見したのであらうか。ニュートンが発見したのはそういうものではなかつた筈である。その何んであるかについては今だに何も解明されていないし、将来共その可能性はほとんどないのでないだらうか。有り体に言えばニュートンが発見したのは、林檎が何時、どのような方向に、どのようなスピードで、どの位の重さで落ちて行つたかを客観的に観察し、法則化したのであつて、 $f = K \frac{M \cdot M'}{r^2}$  の公式は如実にそれを物語つてゐる。

われわれは領域主権が何んであるかについては（社会）科学としての分野から、これを説くべきではないと思つ。先づそれは不可能に近いし、主題を Theologie なものと紙一重の問題にスリ換えてしまう危険性を内含してゐる。ややろんそれが無意味であると主張しているのではなく、それはそれとして違つたアングルから追究するべきであり、この分野からの定義には、何の止揚も認められないと言つてゐるに過ぎない。

つまるところ領域主権がどのような場合に、いかなる働きをなし、いやそれの対象に向つていかなる効果を及ぼし、何を結果してゐるかということである。そのためには、領域主権の働く状態をあくまで社会科学として観察し、コロラライズする必要があるのは当然である。更に枠内にある「人及び物」とは制定法 law of Statute 自身、及びその対象となるすべてを含むことは論を俟たないし、それが akzeptieren している状態の説明が国際法の取り扱う主体であるべきとする考え方であるところとなる。

今ここにある個人 A がいる。ややろんそれはある nationality X に属してゐるが、それが Y 国に行って Y 国の制定法の下に X 国籍の儘生活し、その受容する legal corollary が Y 国籍人と同じのやねんとしたなら、しかもその社会活動、とりわけ経済的働きが同じだとしたら、その legal corollary を受容する persons & things の定着する枠、すなわち「国境」をも取り除いてしそうになると、なりかねないのは自明のことである。換言すれば、このことは従来の概念がひきする領域主

権の 1 つの概念を根底から揺さぶる始めていたのである。ハーバード大学本来からも性格を内含したものの如きは、その意味から構成する形が「ハーバード法の法」か「ハーバード」が用ひたがためにも、客観的に研究するべきであるが、筆11編の如くは例外だ。

- (8) Perlmutter, H. V., *The Tortuous Evolution of the Multinational Corporation*, Columbia Journal of World Business (New York) 4; 1969, pp. 9-18.
- The Multinational Firm and the Future, Annals of the American Academy of Political and Social Science (Philadelphia) 403: 1972, pp. 139-152.
- Abi, S. G., *The International Law of Multinational Corporation; a critique of American Legal doctorines*, In Annals d'études internationales, V. 2, 1971, Geneva, pp. 97-122.
- (4) 大東文化大学講師「十日町・大岡久監」*憲法上權への変動…*①
- (5) Briery, J. L., and Waldock, H., *The Law of Nations*, 1972, pp. 126-7.
- (6) Casas, J. C., *Las multinacionales y el comercio latinoamericano*, CEMLA 18; 605-614, 19: 14-22 (1972-3).

### III 従来の国際法の再検討

一般に専門家によれば国際法など、國家、国際団体など個人が法律や法である。しかしもののみならぬが、何んな状態の下で国境内外において「人々と物」に影響力を持つかなりのことで、今こそ一時的法律や必要があらざる法律中の殆どどの国が当事国となる超々多国間条約（大部の学者が強く主張する law-making treaties, Vereinbarung 等と呼ぶ）*地盤法* (global law) 認定を迎えてくるやうであるが、従来のものは行政政府の略、大統領又は首相の任命による全権大使 (plenipotentiaries) が署名した条約が、「国内問題についての同意を得た手続規」<sup>(8)</sup> やたわら主張中のせんべの

国が採用している「国会通過」、すなわち国内法の一部となる転移 (transformation) 過程を経て、初めてハノイで国境内の「人や物」に直接影響力を持ち始めるのだとする従来の構図が、一部かなり強く修正を迫られていることである。<sup>(9)</sup> 要するに従来の国際法は国家、さらに領域主権を土台として構成してきたものであり、領域主権そのものがある種の部面、すなわち外人籍をめぐる一連の事項、その認承問題、貨幣の移動、更に大きくは企業として種々の問題の解決に Lex Fori の原則を厳格に適用するのであるが、ジョイントベンチャーの場合、企業に働く個人に対しても、ある種の制限を設けて一定期間を限り、当該企業としてのノーハウを含む一切の権限を投資・原料入手問題等迄も包み込んで、その地の国の主権の中にズッポリ入り、浸り込んでしまうという法的特質を持っている。ここでは、問題を当該個人とこの種の法律との関係にのみ振り、どのようなケースを辿って来ているかを追究してみたい。もちろんハノイという法律とはいわゆる超々多国籍条約の拘束する法律という程の意味である。

- (7) 高田源清編（武市古希論文）東南アジア法の研究、大西公照、条約の本質とその法的性格…】 ケース スタディによる統一法への展開、参照
- (8) Münch, I.V., Mitarbeit Dicke, D.C., Meyer, F., Neuberg, G., Schärfli, J., Schunk, M., Scheueritz, M., Volkenborn, H. H., 1974, *Völkerrecht in programmierte Form*, 1972, S. 137.
- (9) 高田源清編、前掲書、大西公照、111四頁、115一頁。大東法学、11号、前掲論文、大西公照、四五—六五頁

#### 四 ケース スタディ

##### ケース (1) ハーバード・ベンチャーの外人度とアメリカ連邦法<sup>(10)</sup>

まづ手始めにあがってくるケースとして、スタイナー、およびバークツ両教授があげるケースを見てみる。このファクトはスタイナー教授に対し、ハーバードでの、ある教え子を通じて紹介のあった手紙との事である。

まず貴方が貴方の田舎のニューヨークの顧客、アーサー・プラム氏から次のようない手紙を受け取つたこととする。(前提)  
『貴方もご承知のように私は数人の従業員だけで、他人からのたいした援助も受けずに航空運送業 (business of freight forwarding) を自営してきております。現在全株式は私の所有であり、私のみる限り法人化する必要がなかつたものである。大ざッパに言つて私は顧客に対して時間や場所で手におえなくなつた輸出規制や税関手続等々を調査しながら、船積み貨物の周辺のあらゆる仕事を取り扱つてゐる者です。

過去数年間フランス向け輸出はブームで、私はこのブームを私個人の特異性で作り上げて來たものと思つてゐる。事実私がいくつかの重要な変更を考慮に入れても将来の見通しは甚だ良好である。私が今やりたいと思っているのは事業の拡大であるが、そのため、とりわけ欲しいのが経験を積んだ仕事上の同志と、もつと沢山の資本である。最近私はこの両方を発見したと思っている。私には、ル・アーブルにいる従兄弟で、私の叔父にあたるジャッキーの息子ジャン・ルソーがあり、彼はこの地で私と一緒に仕事をしたこともあり、現在航空輸入会社を経営している。現実にジャッキーは一九三〇年代の数年間アメリカにやつて來た時、スタート早々の私の仕事を手伝つてくれ、当時彼の現在のアメリカ夫人と結婚している。ジャンは第二次大戦中にフランスで生まれた。彼は昨年、短期間だつたが我々を訪ねてくれた。又我々がよい印象を持つ別の一つの重要な見通しはパリについてこの仕事に生涯の経験を持つクロード・バルドー氏が居ることである。

われわれは現在、自分自身に対するすべての考えを盛り込んだ「取り決め」を彼等二人と交渉して來た。ルソーとバルドーは二、三年の予定で家族同伴で来米してくれることになつてゐる。私に関する限り三人方式の組合 (partnership) が立派だとは思うが、われわれすべては、もし、もつと利益があるなら法人化する手順も準備中である。しかしこれにまつわる法律上のトラブルがあり、われわれのやり方に同調してくれている法律がほとんどないということである。もちろん現在アメリカ市民に対して航空運送業を制限しようとして、この業界で、より大がかりな競争をすることを欲しない同業

者達によつて動かされている一つの「動き」がある」とも確かのようである。この「動き」を推進している人々は、企業を「企業の責任 (business responsibility)」とか「国家の安全保障 (national security)」の利益を守るためにアメリカ人の手に確保する必要があるという類いのスローガンを使用して來ている。かれらの動きは、終局的には、アメリカ合衆国市民に對して航空運送業の制限をしようとして州立法院に法案を提出しようとして來ているものとみてよい。この法案は然し乍ら州立法院を通過し、合衆国連邦議会常設委員会に回るところで停滞している。その理由は五一%またはそれ以上の累積株がアメリカ合衆国市民によつて所有されるか、またはその企業の大半の役員がアメリカ合衆国の市民であるということを法人約款の中に含ませるような、または含ませる市民規定がその法案の中に入っているためである。

私は、自分がこの法案に反対、挑戦ができるかどうかとも疑わしいし、またもし例えこの法案の一つか、または両方が合衆国議会を通過して法律となつても私の二人の同志との事業をどんな方式でスタートできるのか、どうかも怪しくなつて來ているということである。

私はこのことについて、またこの事業をスタートさせる何か別のさしあたつての問題があるのかどうかについて、教授より、よく理解できるように意見を聞かせて欲しい。』

#### ケース評釈

このケースには、いろいろな法的決定問題が含まれてゐる。ジョイント・ベンチャーが外国に進出して、進出国法による法人として定着する場合、そこでの資本、役員、従業員の構成をどうするかは、バークツ教授の説明をまつまでもなく、ジョイント・ベンチャーの法人創設条約、税制の取り決めと、合衆国税法との関連等をも含めて、ジョイント・ベンチャーの法的性格の立体的法決定に欠かすことのできぬファクターとなるものである。

このケースの場合、結果的にはフランス側の利益を代表するものとして、連邦議会の審議に入る前に、「外人社長の代

理人」として弁護士を雇うことができないという州令が出たし、事実この手紙の当人に対し「外人法人としての登録法」の下に登録することを要求している。<sup>(11)</sup>

この問題はアメリカという先進国 (developed countries) の一国と略々それに近いフランスとの間に起きたものであり、中進国 (developing countries) や低開発国 (under developing, developed countries) との間のそれではない。これを換言すれば、これ程の先進国間でも法制により、資本、役員、従業員についてその割り合いの規制を図らうとしている点である。もちろんこの法案は（合衆国）連邦議会で審議未了となり、陽の日をみなかつたものであるが、州によっては少しばかり規制しているところが二、三あるようである。この場合注意すべきは、(イ)企業活動の自由を認めること、(ロ)ジョイントベンチャーで働く従業員はたとえ外国人であっても、その法人が現地国法に基づく法人であり、その地での他の法人と同じ法律の規制を受けるものであること、更にその法人に外国人が働く間はその数が何百、何千人であろうと、現地・非現地人を問わず同じ法律的待遇を受けること、(ハ)親会社の投資額周辺の資金移動を認め、利益移動も州によってはほどんど規制していないところがある……などとになって来ており、個人に関しての国境の枠はこの分野ですでに完全に消え去つており、また消え去る方向にあるといふ点である。もちろん資金受入れ国側にもある種のプログラムの存する<sup>(12)</sup>のは当然である。投資受入れ国が国内なみ扱い (national treatment) を採用すれば親会社国側でもカルボ原則の<sup>(13)</sup>ような政策が出てこようといふものである。この場合カルボ原則が親会社国で受入れられると、投資受入れ国は外国子会社に対して、国有化その他に付随する補償手続きについて経済活動に関する根本的法律保証を法制化できることになる。

勿論ここで絶対忘らるべきでないのは、ジョイント・ベンチャーの行動に関し成長と利潤が得られるような環境がぜひ整備されなければならないということである。その整備が投資受入れ国側の独自の政策による対応策の範囲でなさるべきは当然であるし、また受入れ国側のジョイント・ベンチャーに対する法律上の効果で外の諸機関とあまり変わぬ窓口をも

必要とするのは自然の成り行きである。このような対応策の再検討と、窓口機関の活動によつてこのケースに出て来たようだ。投資受入れ国が、むづくむづのケースはアメリカであるが、ジョンソン・ベンチャーや従業員の割り合い、更に取締役会への参加権等を希望する例が、コマンドーで来て来る所以である。ブラジル、チリ、コロンビア、ジャマイカ、メキシコのように現地での株式上場を要求しているものもあるが、これは現地側での配当金要求と進出外資の再投資、すなわち成長を期待する側との利害がからみ、紛争の種となつてゐるのである。そういう意味から法律を設け、場合によつて全株式を現地側所有にさせる投資引揚げ会社 (Disinvestment Corporation) の設立を提唱するバーンュマン教授の(14)ような有力な意見もある程である。また現地労働者のジョン・ベンチャーや、(15)ボンロス教授を始めとして、かなりの研究が出始めているが、これらの見解にみられるのは、要するに、進出企業の惹起する問題にはつとめに、受入れ国側は国家としてその責任を取らずに、現地国内法の範囲で進出企業が現地法に則つて解決するところであり、従来の意味での国際法に則つた国家主権の側からする解決はおつゞいて図られないと、いふことになつて來ていふふうである。現地での政治関与、收賄規制等も例外ではない。

- (10) Casebook Series, Steiner, E. H., and Vagts, D. F., *Transnational legal problems*, 1968, pp. 2-3.
  - (11) Foreign Agents Registration Act, 52 Stat. 638, 1938 amended 23, U.S.C.A. §§611-21 (Supp. 1966).  
この條例は、ある条件の下に立法府が法律化する以前の問題として、トマカニ事務所を構え、且外国に本社のある法人の代理人を、例えばその法人がフランスの場合、フランス側の利益代表とすることが出来るようになつた。
  - (12) Calvo, C., *Le Droit International Théorétique et Pratique*, 1896.  
Shea, D., *The Calvo Clause Univ. of Minnesota Press*, 1955.
- カルボ原則の名称は一九世紀後半のトマカニ法律家、カルロス・カルボに因んで名づけたものである。一般に、その地での内紛や暴動の結果蒙る外国人の損害は、従来の国際法により本国政府が正当な外交手続きを経て、国家間交渉に移し請求され

ルルルとなる。然し、この立場をテキトア、アメリカ諸国は適用する。しかし、強大國に有利となり、国内的には本国の市民、国家及び外國人の間に不當な不平等を打つたる事だ。そのためカルボ原則は、その地（ホホ）アメリカ諸国）で起した外人を含む事件についての補償は、一切当地法による行なわれるものであつて、これは「ナ・ミ・ダ・レックス・フォリ」の原則である。この原則を含む、「一九四八年のボゴタ（Bogotá）経済協定」、「一九五七年の「固・メ・リ・カ間共通経済協定（General Inter-American Economic Agreement）等が記載されている。

(13) Vernon, R., Sovereignty at Bay, The Multinational Spread of U.S. Enterprises, 1971, p. 279, (Harvard multinational enterprise series).

Kindleberger, C.P., American Business Abroad, Yale Univ. Press, 1969, p. 225.

(14) Hirschman, A.O., How to disinvest in Latin America, and Why, E.I.F. No. 76, 1969.

(15) Angelopoulos, A., Towards a Tripartite administration of large-scale enterprises, Annals of Public and Cooperative Economy, 1973.

## ケース (2) タカハシ・漁業ゲーム<sup>(16)</sup>

### 事実

「タカハシ判事の裁判所提出意見書によると、被告タカハシ・トウ太は日本で生まれ、アメリカにやって来て、一九〇七年カリフオルニアの住民となつた。連邦法は「ヒラタ・ルート・ヒル合衆国との裁判」における判決での「膚色と人種（color and race）」の差別定義に基づいて日本人およびある種の非有色人種に対するアメリカ入国、居住する権利を許可したが、しかしながら彼等に対しアメリカ合衆国市民となることを許可しなかつたものである。<sup>(17)</sup> 提訴された問題としては、カリフオルニア州の沖合への外洋で、當利本位の漁民として彼の生計を営むことを禁止するとの根拠がある。このアメリカ連邦法が創設して「市民」として人種的に彼を不適格とする規定が法的にみて適用やれるのかどうかが論議の対象となつた。

ケース スタディにみるシーアイ・バンチャードの法的性格と国際法上の位置づけ(11)

あつた。一九四三年より以前でカリフォルニア州は外国人の身分 (alienage) や市民としての不適格者を顧慮することなく、あらゆる有資格者に営利上の漁業権証を発行していた。一九一五年から四五五年迄、タカハシは州によつて発行された年次営利漁業権証の下に明らかにカリフォルニア州海岸の外洋海岸線三マイルの内外線上で漁業をして、新鮮な漁獲物を販売する為海岸に運んでいたものである。

一九四二年、アメリカは日本と戦争状態にあり、タカハシや他の、日本人の先祖を持つカリフォルニア州住民は軍令のもとに州から撤退した。このことは「コレマツと合衆国」の判例<sup>(20)</sup>に詳しく出でている通りである。一九四三年、戦争で州から撤退の間にカリフォルニア州漁業・ゲーム法の修正案、「いかなる外国人日本人」に対しても漁業権証の発行をも禁ずるという項目<sup>(21)</sup>が採用された。一九四五年その州法は再び、「憲法違反と宣言される」懼れがあるという理由で、一九四三年規定の「外国人に対する」という条項だけが目立つとして改正され、新修正案は、いかなる者も「市民として不適格な人に対しては漁業権証の発行を禁止する」というものに変つた。<sup>(22)</sup> この分類中にはもちろん日本人も含まれていた。一九四五年カリフォルニア州法一八一章がそれである。連邦法の下では、アメリカ市民となる資格のない人々に対し営利上の漁業権証の発行を禁じるとするこの州法の規定について、タカハシはあらゆる他の州の必要部署と相談したのであるが、結局一九四五年にカリフォルニア州に帰郷した時点で、カリフォルニア州漁業・ゲーム委員会によつて漁業権証を得ることを否定されることになる。

そこでタカハシは委員会に対し漁業権証を彼に発行をやることを強制させるため、カリフォルニア州ロスアンジェルスカンティー（郡）上級裁判所に（上級裁判所より下級裁判所への）命令を下して貰うための訴訟を起した。上級裁判所は命令書を下すための請願書の受付けを許可した。上級裁では、三人の判事の少数意見が出たものの、本請願趣旨を逆転させカリフォルニア州は海岸線三マイル内の外洋における漁業での優先利益を保持しており、この権利はカリフォルニア州が一

一般的に全外人、または、とりわけアメリカ市民となる資格のない外人が海岸線三マイルの内、外で漁獲をし、その漁獲物を當利上の目的でカリフォルニア州へ持ち帰ることを禁じることを正当化した。<sup>(23)</sup> しかし連邦と州の関係、憲法上個人の平等と自由は守らねばならない分野での重要性を持つこの問題を再検討するため、上級裁は下級裁への事件移送命令書を出すことになった。それを訳出しても、「我々は *Truax v. Raich* 事件で簡易裁判所が支持するケースに適用される原則の考慮から始めるのが適当であると思ふ。現在カリフォルニア州が主張し、州最高裁が判決したカリフォルニア州漁業規定とは、*Truax* の見解で明瞭となつた特殊公共権益 (special public interest) による理謬を回避することになるし、外人や市民となる資格のない人による當利上の漁業を禁止する州法が正当であることになる。

その論争点はこうである。カリフォルニア州自身が、非市民住民から区別して全カリフォルニア州市民の信託物件として海岸線三マイル内での魚族を所有している。すなわち、いれら信託物件所有者として、魚類の供給を確保することを手段とする三マイル線での、全てのいかなる外人の漁業をすることをも禁止をする完全な権限を持つてゐるのである。なぜなら三マイルの線内を遊泳している間に捕獲された回遊魚 (migratory fish) は、隣接公海で回遊してゐる間に捕獲されたものと区別し難い、州は三マイルの規制を強化せんがため、*Bayside Fish Co. v. Gentry*, 297 U.S. 422, 56 S. Ct. 513, 80 L. Ed. 772 の裁判所判決に基づいて三マイルを超えて捕獲した魚を海岸へ運ぶことを規制する事ができるのである。一般に市民となる資格のない外人に漁業権証を与えることを拒否する法律は、州として論争の絶えないものであるが、これにより當利上の漁業従事人口を減じつゝあり、それによって魚族の保護手段となつてこぬ事も事実である。かかるグループに漁業権証が与えられないのかを決定する権力の行使で、たしかに州は義務としてではなく、州によつて所有されている魚を共同社会人としての権利を持たぬ全外人にまで禁止する権限を持つてゐるのである」というものである。最後に言えるのは、この判決は「市民としての資格のない外人に漁業権証を与えることの立場者による右

定」であり、カリфорニア州は単に連邦政府が帰化法の類別の採用を奨励していることに従つているという根拠に基づいて、それを意味のある類別だとして支持しているということに過ぎないとということである。

#### ケース評釈

このケースはジョイント・ベンチャーに対する規制が州法によって行なわれるか、連邦法によって行なわれるかを示す判例として重要であるので例示した。要するに合衆国憲法は連邦法としての立場から第一条、第八節、第四項で帰化規則、修正一四条で法律の平等な保護権をうたつており、その州に居住するものは自由にアメリカ人となれることになっているのだから、合衆国の保護を求めるには、何の不自由もないことになっているとの観点に立つており、数あるケースもまたそれを実証している。このケースで問題となっているのは営業権と州法の関係であり、営業権は現地州の権益をまず第一に考慮して、州法により規制するとしている点である。すなわち州単位で州法が州の権益を決定するといふことを第一義として、連邦法の介入を排除するという建てまえは、ジョイント・ベンチャーの法理よりみると、交渉単位(bargaining unit)の規模を地域レベルに移すということであり、例えばアンデス共同市場国加盟六ヶ国がジョイント・ベンチャーに課したのも、このような判例に基づき協調政策(harmonization policy)を有利とみた為とみてよいようだと思ふ。<sup>(25)</sup> このケースは、その意味で海外的にも営業権とのカラミで重要な意味を持つリーディング・ケースとなつたものとみてよい。

このケースをタタキ台として税法問題がスタートしている。もちろんそこには州法との対立があり、ベルマン教授の述べる如く、その調節にカナリ手間どることになる。しかもこのケースの次に惹起して来たのが、商業取り引き人や専門職(医者、看護婦、薬剤師等)の外人に對する州法による制限問題であり、そのリーディング・ケースが *Constitutionality of Restrictions on Aliens' Right to Work* <sup>(27)</sup> である。一九六六年この種の州の制限法を設けているのは、葬儀師(ニアティカット)、ビリヤード室管理人(ジョージア)、不動産業者(ニューエキシコ)、死体防腐者(ミシガン)、議事録速記

レポーター（ニューヨーク）・美容院技手（ワシントン）などのことである。しかしこれ等制限法も最近の記録では、アメリカ市民となることを欲しないと宣言した移民外人には適用されないところになつてゐる。ただ州制定法の点に關しその限界をハッキリ決めているわけではない。例えばテネシーとバージニアの110の州では外人の開業者(practitioner)による弁護士となることが許されているのだとする証拠物件(evidence)となるような法律的なものまでが存在してゐる所もある。<sup>(28)</sup> 更に注意すべき重要な件は、いかなる連邦最高裁の判例も修正1回に基づいて正当なる法律の手続き、または平等なる保護の文節(the Due Process or Equal Protection Clauses of the Fourteenth Amendment)は厳密に適用していることを示しているが、もちろん外人に厳しい態度を示す州法の訴訟には、連邦憲法になじまぬ問題として避ける姿勢をとつてゐる点<sup>(29)</sup> を絶対に見逃してはならない。各州の法が外人の経済活動に対してもかなり違つた方向を示してゐるのもそのためと考えられる。やなわち外国人の経済活動(Economic activities)に対しても連邦憲法が極端に厳しい態度を取るのに反し、州法は何んとかこれを認める傾向にあるのみでよい。勿論タカハシ ケースの場合でもマーフィー(Murphy)、ラトリッジ(Ratledge)両判事による少数意見のように「この問題は反日熱の表示以外の何ものでもなく、単に日本人のカリフォルニアへの帰州断念を睨んだ政治的なものである」とする考え方もあつたし、またリード判事のように「漁業権は伝統的に連邦法の Jurisdiction の及ぼす天然資源の一つとして取り扱われて來ており、その故にこそ主権を持つカリフォルニア州が海岸境界ラインでの魚族の捕獲、販売権を持ってゐるのであり、州の天然資源は、州そのものが外国人の利用から保護すべきである」とあるようだ consideration にたつ裁判官も居る程である。<sup>(30)</sup>

連邦法は上述のように一般に州で活動する外人の経済活動には、厳格な規制を設けており、国籍の定義やその例外規定<sup>(31)</sup> も念入りに法制化してゐる。それに反し州法はその点、受け入れについてかなり弾力的であるといえよう。<sup>(32)</sup> たとえばこの点に關し Bolling v. Sharpe ケースは連邦法と州法の抵触についてかなり突込んだ見解を示している。<sup>(33)</sup>

しかしこれ等の規定も所詮、外国人個人に関するものであり、ヨニレバー、ロイヤル、ダッチ、ショル、アイビー、ヒューバーラル、モータス等の国際的法人格が世界各地に影響力を持ち始めるにつけ、この sprawling giant は好むと好みぬとに拘らず州法の中にその彈力的な間隙を縫つて入り込んでゆく事になる。バートリッヂ判事が United States v. Scophony Corp. of America ケース<sup>(36)</sup>で判決しているように「個人を拘束するプロセスで、国際法人を binding する」とはやれど、「はやれど」ことの如きである。要するに国際法人の州への進出に対し、さへ連邦法が厳しく制限しても、州法は無力だという事になる。すなわちジョイント・ブンチャーはあくまで州法としての法人なのであり、その合法的法人の下で働く外国人を規制するとは到底できないといふことである。還元すれば州法の下の法人なのだからその保証人は多くの場合アメリカ市民が法人代表であり、当然市民として、アメリカ市民と全く差別のない裁判を州法に則り行なわれるを得ないと述べている。<sup>(37)</sup> しかもこれらの判決文で注意すべきは、ジョイント・ブンチャーが各州の国境を超えて州内に自由に入り込んでもるのは、これを新らしい大自由主義 (the greatest freedom) ふうのだと述べるに因つては何とも申し述べてよいのか、筆者もその批判に苦しむことである。

判例は古いが、嘗て有名なマーシャル最高裁判事が Dartmouth College v. Woodward ケースの判決文で述べた「法人は人工的な存在で、目に見えない、触れる所のないものだらうが、ただ法の眞理のみ存在する」と定義したような考え方<sup>(38)</sup>が Bank of Augusta v. Earle ケース<sup>(40)</sup>でも問題となつたように「法人とは州法の單なる創造物であり、州法の支配を離れて存在するものだらうか」とその判決文で問い合わせたことと同じく、果たして州法内に入り込んで来ているジョイント・ブンチャーの外国人の訴訟権、しかもそれは民商法上のものがほとんどなのであるが、それを規制できる何ものの障害も連邦法上存していないとする現状にある点を認めないわけにはゆかぬのである。その点からしてオーガスタ ケース<sup>(41)</sup>

言うように、「アラバマ州はジョージア州で、その州法下の法人となり、その法人の起した外人民事訴訟をアラバマ州が連邦憲法上からとしても、どういう風に法律をひっくり返して解釈してみても、それを受け入れるわけにはゆかないではないか」とするのは当然の判決である筈だといえることになる。

フランスの場合は、ジョイントベンチャーがフランスの国内で起す民事訴訟には非常に厳しい制限を設けており、専らフランスでの法人設立に伴なう関係条約や、すでに判決で国内法の問題として裁判しうるとの権利が認められているもののみに訴訟権を許可しているようである。<sup>(42)</sup>

しかし、それにしろ、すでに各国の国内法の下に、大の字になり (sprawling) 入り込み働き続けているこの巨人を法律で今頃規制しようとして始めること自体が土台無理なのではないだろうか。

- (16) Supreme Court of the United States, 1948, 334 U.S. 410, 68 S.Ct 1138, 92 L.Ed. 1478.

(17) 268 U.S. 402, 411, 412, 45 S.Ct. 563, 565, 566, 69 L.Ed. 1016.

(18) 一九七〇年、最初の讒訴で “free white person” の名前を許す判決 1 Stat. 103.  
1970— “Alien of African nativity and....persons of African descent” 16 Stat. 254, 256.  
1940— “descendants of races indigenous to the Western Hemisphere”, 54 Stat. 1137, 1140, 8 U.S.C.A. §703.  
1943— Chinese persons or persons of Chinese descent, 57 Stat. 600, 601, 8 U.S.C.A. §703.  
1946— Filipinos and “persons of races indigenous to India” 60 Stat. 416, 8 U.S.C.A. §703.

(19) 大沢尊、大西公謙、杉原泰雄、藤田朝也が解説及ぶ証、判例の憲法、トマニカ合衆国憲法、11月頃、第1条、第八節、同様。  
11月頃、参出第1回目、第1節。

(20) 323 U.S. 214, 65 S.Ct 193, 89 L.Ed. 194.

(21) Cal. Stats. 1943, ch. 1100.

(22) Cal. Stats. 1945, ch. 181.

現在、修正コード条項は次のようなつていてる。

"A commercial fishing license may be issued to any person other than a person ineligible to citizenship. A commercial fishing license may be issued to a corporation only if said corporation is authorized to do business in this State, if none of the officers or directors thereof are persons ineligible to citizenship, and if less than the majority of each class of stockholders thereof are persons ineligible to citizenship." Cal. Fish and Game Code. §990. ....

- (24) Supreme Court of the United States, 1915, 239 U.S. 33, 36 S.Ct. 7, 60 L.Ed. 131.

(25) Andean Group ; Historia Documental del Acuerdo de Cartagena (Acuerdo de Cartagena, Junta)

(26) Behrman, J. N., United States International Business and Governments (New York), 1971, p. 36.

(27) 57 Colum. L. Rev. 1012, 1957.

(28) Ohira & Stevens ; Alien Lawyers in the United States & Japan—A Comparative Study, 39 Wash. L. Rev., 412, 415, 1964.

(29) 大原鶴一、大庭公隆、必野勝雄、齋藤順也が証言及る點、福澤赳氏 1111回<sup>o</sup>

(30) 遠山洋一、Harper v. Virginia States Board of Elections, 38 U.S. 663, 86 S.Ct. 1079, 16 L.Ed. 2d. 169, 1966.

(31) Casebook Series, Steiner ,H. J., and Vagts, D. F.,op. cit., p. 49.

(32) Ibid., p. 50.

(33) Supreme Court of the United States, 1927, 274 U.S. 392, 47 S.Ct. 630, 71 L.Ed. 1115 State of Ohio Ex Rel. Clarke v. Deckbach. ユダヤ人による企業の制限を争う訴訟<sup>o</sup>

(34) Vagts, D. F., The Corporate Alien : Difinitional Questions in Federal Restraints on Foreign Enterprise, 74 Harv. L. Rev., 1489, 1497-523, 1961.

(35) 347 U.S. 497, 499, 74 S.Ct. 693, 694, 98 L.Ed. 884, 886, 1954.

(36) 333 U.S. 795, 803, 68 S.Ct. 855, 859, 92 L.Ed. 1091, 1098, 1948.

(37) Bank of the United States v. Deveaux, 5 Crunch 61, 3L. Ed. 38 Baptist Association v. Hart's Executors, 4 Wheat. 1, U.S. 310, 66 S.Ct. 154, 90 L.Ed. 95, 161 A.L.R. 1057.

- (38) International Shoe Co. v. Washington, 326 U.S. 310, 66 S.Ct 154, 90 L.Ed. 95, 161, A.L.R. 1057.  
 Puerto Rico v. Russell & Co., 288 U.S. 476, 53 S.Ct. 477, 77 L.Ed. 903.
- (39) 17 U.S. (4 Wheat) 518, 636, 4 L.Ed. 629, 659, 1819.
- (40) 38 U.S. (13 Pet.) 519, 588, 10 L.Ed. 274, 308, 1839.
- (41) Bank of Augusta v. Earle, 38 U.S. (13 Pet.) 519, 588, 10 L.Ed. 274, 308, 1830.
- (42) Batiffol, J. H., (Professeur au Lycée de Toulouse), *Traité Elémentaire de Droit International Privé* 235-40, 1967,  
*Académie de Droit International Recueil des cours.*

### トーキー ③ Noe v. Federal Communications Commission<sup>(43)</sup>

#### 事 実

ルイジアナ州リバーナップルズ地区で、H・E・正處の商業放送、ホンダチャーチル4の配分の申請者があつたのに、連邦州議会議員がこの大学をいう外人経営の法人にのみ許可したのは、州法のいう外人経営者に関する規制条項に抵触するかの取り消し、再審査をめぐる欲ほんじんの話であり、主たる訴訟人は許可されなかつた側の uno である James Noe & Co. である。

#### 判 決

確かにロヨラ大学はシカゴ大聖堂教會のローランス super general (上級大聖堂) の管轄下にあるのである。しかしその上院が必死に州法による合衆国の安全を害するといはざなひだらしく思ふ。

たゞ一九三一年二月十一日の「下院各州間商業委員会議長」に対する海軍長官の発言記録や一九三四年の「下院の各州間および外国委員会」での聽證会の記録を見ても、やくヒラジオの戦時における合衆国との安全の問題のみが語じられてゐる。州法の制限項目にあるよつた合衆国の安全を害するといふが全く考へられないとロヨラ大学への認可を取

トーキー メタドーラみゆか・ベヌ・ミハチャーの著述並びに国際法上の立場(1)

消されることは州法のいかなる解釈からみて到底不可能であるに似むべくを得ないのはその故である。Noe側の主張する準拠法が一九三四年の外人不可の制定法なのであるが、立法的にみて、それが適用される背景となつたスペイやプロペガンダがロヨラ大学に導入されたとは、どうみても首肯し難い。イタリア人ではなく、むしろローマン・カソリックの信者の集まりなのであり、少々本部派遣の外人がいたも、ほとんどがアメリカ市民であり、訴訟人のいう宗教放送が僅かばかりあつたとしても、同地区の信者の数からいへば、この地域の住民の宗教的安定に及ぼすメリットの方がはるかに大きいと思ふ。また外国人がいたも、ルイジアナ州法に則り、その放送法の枠内で仕事をするわけであり、上訴人の似い分を入れると連邦憲法との抵触との別の問題、やなわら平等および保護条項との先決問題を想起するに付ぬので、上訴人の訴えを却下する。

#### ケース解釈

以上述べたのケースはシーサイン・グンチャヤーが合衆国の州内で経済活動を展開する上での、その法律的背景と位置づけを察するに役立つと思ふ。

- (33) United States Courts of Appeals, District of Columbia, 1958. 104 U.S. App. D.C. 221, 260 F. 2d 739, cert. denied 359 U.S. 924, 79 S.Ct. 607, 3 L.Ed. 2d 627, 1959.
- (44) Section 310 (a) of the Communications Act of 1934, 48 Stat. 1086, 47 U.S.C.A. §310(a).
- (45) H.R. 8301, Before House Committee on Interstate and Foreign Commerce 73d Cong., 2d Sess. 26, 1934.
- (46) S. Rep. No. 781, 73d Cong., 2d Sess. 7, 1934.

#### ケース (4) Société Remington Typewriter v. Kahn

##### 上巻内容

Société Remington Typewriter 社は、一九一六年六月一日施行の法律によるトランク法上の会社でなまのドーハ

ランス国内での一切の利益活動を停止させて貰いたい。同社はアメリカに本社のある同名会社に分担金中一八分の一六を負担して貰つて設立されたものであるが、この分担金はタイプライターをフランス国内で販売することを目的とするフランスでの法人資産に組み入れられているのである。勿論このフランス法人本社はパリにあるが、役員はほとんど非フランス人である。しかもその資本金をフランスで使うことを禁止されており、売る機械もアメリカの親会社が製造したものであり、商標は親会社のものを使うという制限までついている。更にこのフランス法人は営業センターがアメリカにあり、すべてがその指令でのみ動いており、冒頭にのべた一九一六年六月三十日の法律の意味するフランス法人ではないのだから、その活動を即刻停止させて貰いたい。

### 判決

棄却する。上訴人がその準拠法としている一九一六年六月三〇日の法律は、その対象とするものが當利上のレンタルや、特定の団体が二重リース権を設定するのを規制するのが主眼であり、その法人が外国籍の法人の當利上、工業上の賃借人にすぎぬという理由で訴え得ることを規定したものではない。

### ケース評釈

このケースも一寸古いが、このような判決の積み重ねで、ジョイント・ベンチャーの進出基礎が、なしくずし的に国際的に成立していくた法律的経緯を考える重要な判例である。ある口唐骨にジョイント・ベンチャーがその成立を、何の法律的背景もなく国際経済上から作り出されて来たとのみあるのはあやまりである。

(47) Cour de Cassation, France, May 12, 1931. 1936 Dalloz Jurisp. 1, 121.

ケース(5) In Re Oil Industry Association Limited, Cracow<sup>(38)</sup>

### 事実

ケース スタディにみるジョイント・ベンチャーの法的性格と国際法上の位置づけ(1)

一九一〇年の国内法の下に、ポーランドでは、外人が国務大臣の同意を得るだけで少額の貨幣で不動産を手に入れることがやれた。当時ポーランドは大変なインフレーション下にあった。このことに気のついた二人の外人が主として不動産の売買を目的とする有限責任会社を作った。クラコー地裁、商事部はこの種の会社登記はポーランド人の行なうものであり、申請者が一人であるが、一人であるが問題ではないとの理由で、その登記を拒否した。クラコー控訴院はこの件の上訴を受理した。しかもその判決文の中で、当該会社が国内的性質のものか、外国的なものかを決定するためには、法による単一の基準が必要であるとし、このケースの場合法人の国籍は大した問題ではなく、資本の構成が主題になるとした。不動産の売買はポーランド籍の法人では、問題がないのであり、外人籍の場合にのみ問題となるものであり、この場合ポーランド法によるポーランド法人として申請されている。しかし外人から外人への資本の移動の包括的禁止や制限は立法政策の分野に属するものであり、本裁判所の決定になじまぬものであるとして、本上訴を却下した。

この上訴を受けた最高裁は原判決を棄却して次のように結審した。「この二人には不動産を買う能力が皆無であり、共同ででも不可能があるので彼等が株主となって会社を作ることは不可能であるから、当該会社の登録を受付けることを禁止する。」<sup>(49)</sup>

#### ケース評釈

この判決も結局するところ、外人といえども会社を外国で作り登記することには、国内法上拒否できぬとした点に注目する必要がある。その故にこそ別の面から不可能の判決を下しているのである。こうした面からもジョイント・ベンチャーや入れの法的素地は徐々にじめ上げられたものとなるべく。

(48) Poland, Supreme Court, Third Division, 12 Nov. 1921, 1919-22, Ann. Dig. 245, No. 172.

(49) O.S.P., 1, No. 589

ケース (6) Laurine v. Laurine<sup>(50)</sup>

事 実

一九四〇年エストニアはソ連邦に合併された。四年後に当時エストニア国籍であったローリン夫妻はエストニアからスエーデンに逃亡し、そこを永久居住地とした。そこで夫妻は判決に基づく別居を求める訴訟をスエーデン裁判所に出し、その審理が開始された。判例によると、スエーデン国内法が適用されると別居が認められることがあるが、しかしもう一つのスエーデン法である国際結婚法 (IÄL) は、国内、国外をも含めた結婚や縁組み家族問題に関するある種の問題を規制しており、その条項によると衡平法裁判所での別居は認められないことになる。最高裁は、そこに IÄL を適用し、裁判所による別居は認められないとした下級裁の判決をひっくり返した。すなわち国際結婚法の三章、二節によれば、裁判による別居は、夫と妻が同国籍である国家の立法の下でなければ適用されないし、その場合にのみこの種の別居が許されることになる。然し別居の準拠法は当事者の国内法とスエーデン法の両法に実在している。然も個人の法律上の別居について人格権を含めた法律関係として規制する法令上の規定は何もないようであり、彼等が永久の住居を持つているところの国家の法律に従うことになっている。もし永久の住居がスエーデンにあるならスエーデン法のみがその別居が許さるべきか、どうかを決定する。この事実は現在スエーデンに永久住居を持っているローリン夫妻が、無国籍者であるということとは無関係である。それでも拘らずこのことはローリン夫妻が一九四四年政治的亡命者としてスエーデンにやってきたこと、更に現在ソビエト連邦の保護を享受して居らず、加えて夫妻がソ連邦に帰る意志の全然ない事実からも明瞭である。ソ連邦へのエストニアの編入の結果として獲得したローリン夫妻のロシア人の国籍はその性格からして全く形式的なものである。

国際結婚法 (IÄL) で個人の地位に関する外国人国籍者の法律的效果が、それには勿論裁判による別居の必要要件に関

する効果も含めてであるが、法制化された時は、立法者は明らかに、当時は今ここでわれわれがローリン夫妻別居事件で取り扱っているような国籍の問題迄も考慮に入れて迄は作らなかつたようである。このことは、「個人の国籍は、その国籍と一致する問題のみでその法律的効果を決定すべきである」というスヨーデン法の条文の中に横たわつてゐる政策とは決して矛盾するものではない。

これに反して彼等の人格についてもその法律的関係を持つ限り、無国籍者をも規律するというルールを作る政策は、最早や彼等の祖国との現実的なつながりを持たない外国人、たとえばローリン夫妻のような地位にある外国籍の人にも実体的に適用しうることにもなるのである。……結論するとこのケースの場合、すなわち裁判上の別居に関してはスヨーデン法の規定でも決定しうるものと思う。

#### ケース評釈

このケースは、個人とその個人の属する政治集団、いひでは国家であるが、その間の関連を定義することに主眼が置かれている。すなわち「法の選択の問題」ともいうことができるであろう。スヨーデン裁判所は、(1)別居を規定するスヨーデンの実体法 (Subjektives Recht) を選ぶか、(2)別の規定、すなわち法の選択の問題を解決するために、国際条約がtransformation を完了して、国内法として、すでに働いているスヨーデン法 (国際結婚法) の方を選ぶかの問題にづいた、わけである。<sup>(51)</sup> この問題について、イタリアのマンシニ氏が面白い見解を約百年程前に述べてゐるので、忠実に訳出してみる。「国民的性格や精神は、それ自身大まかに言えば私法の関係を表わしているのである。というのは法令や慣習は国民の行なう全く自然な自発的な行為、しかも社会を作り上げてゐる集団間の默契の性格を持つた、めいめいのルールの上に成り立つてゐるものであり、時としてそれが単純に道徳や習慣や個人的伝統に基づいてゐるものもある。

気候、温度、地理的条件、山脈性、海洋性、土壤の性質および肥沃度、需要またはそれ以上のものの欲求の多様性等々

が各国民の法律関係の制度のほとんどを決定しているということになる。これらの事象が、非常に多い、少ないの別はあっても、肉体的、道徳的発達の速度、集団関係の組織、職業の選択すら迄も決定しているといえるし、彼等国民の活動や商業関係の類いも、屢々これ等事象によつている場合さえある。これらの理由から、いろいろな国民がその私法の下における個人の地位や能力についてその条件の差異からするいろいろな違いがでてきているのだと思う。何人と雖も、この自然事象に対し暴力を加えずに、また大きな不正で、しかもこの自然事象の体裁をもひっくり返さずには、この違いを無視することはできないだろう。……個人的身分と素性について裁判上の能力を保持する異国人がわが国にやって来たとしても、立法者が任意の、寛大な免許と考えられる適用をそのルールに施しうるだろうか。またその国で裁判を受ける権利を要求すること自体がなんと不公正な主張であることか。

個人や集団の地位は、あらゆる人間に属さぬ特性や資質の複合体からでき上っているが、しかし個人としては特定国家に属しているということである。もしもある一個人が同時に、イタリア、フランス、ドイツ人の三国籍に属しているとしたら、その一個の人間の法律的効果は同時に上述の全部の国の個人権と、これら国籍の全部によって作り上げられるすべての個人に属する家族組織に関する諸権利を持つてゐるという概念を同時に浮び上らせることになる。人間は他国的新国籍を受入れることによつて、彼の旧国籍を変更しうるが、同時に彼は自分の旧国籍を保持したり、また彼自身の新らしく属することになる国家を映し出す鏡のようであるその新条件を拒否したりすることができなくなるのは当然である。」

このマンシニ氏の意見でも明らかのように、個人については、その国籍を客観的に決定しうる要素があり、それ等の要素は、それが作り出す国民的性格や精神に迄及んでいるのだとしている。この理論にたつと、個人の国籍はそれがもともと何国人に属したかでなく、ある時期より現在迄にどのような客観的規制の中におり、どれ程の影響をその要素から受けたかによるものとみてよい。換言すれば、個人の国籍がどのような国で作成されたかではなく、どのような要素の中でそ

の個人が作り上げられて行つたかが、その主対象となるということになる。その中には当然その個人が現在の要素の中での望んでいるかが国籍決定の key role となるとの意味をも含むことになる。またこれを裁判所側からみると法律選択の問題になり、結局するといふ、Lex Fori で決定するとこうとに外ならなくなる。例えばいかに IÄL が、出生から始まる国籍決定問題で「届出制」をとり、それによる「送致」<sup>(52)</sup>を行なうものであつても、その決定は被送致国の国内法、特に私法がその主役となり、公法がその脇役を演じる」とは当然であるといふことになる。

このような判例が積み重ねられ、ジョイントベンチャーで働く従業員の問題は国内法上、その国の法律の支配をのみ受けしていくことになる。またその国の法人であるということとは、その法人の続く限り、法人を通じて、その Lex Fori が適用され、従来の国際法でいう国際条約からする制約は受けないのだとする新ルールができ上つてきたことになつたといえよう。しかしこのルールでもつてしてもジョイントベンチャーが投資受入れ国で、その地の法律になじまぬ事故を起して紛争となるケースが多い。勿論、投資紛争解決条約 (The Convention in the Settlement of Investment Dispute)<sup>(53)</sup> もあるにはあるが、何分非加盟国が多い為、突如として、ある民事事件が国家司法権のもとに入つてしまふケースも多いのである。受け入れ国現地での政治問題介入、収賄、脱税事件等がこれに入る。

たとえば非加盟国が多いラテン アメリカ諸国は自国の領域内で生じた紛争は、すべてこれを自国司法権で裁くのがスジ、だとしているが、これもよく考えてみるとその土地で起るジョイントベンチャーとの問題は、その地で裁くという主義とのウラハラの事象であり、要するに国家間の合意から成る政府間交渉で解決しないという点で、一步、超々多国間条約 (Vereinbarung, law-making treaties) に足を踏み入れていふものだとみてよいと思うし、これ等の諸国が加盟国となれば、更にその地の完全な法制下に入る」とはモロッコ対ホーリデー・インのケースが何よりもそれを雄弁に物語つ正在のとみてよい。

- (5) Supreme Court of Sweden, 1949. 16 Zeitschrift für Ausländisches und Internationales Privatrecht 145, 1951,  
Aus Nytt. E., Och Annati anledning of frågen om Akademiska a iurisdictionen, Juridiskt Arkiv, 1949, 1, 82.
- (5) Mancini, P. S., Journal du Droit International Privé public avec le concours de... 221, 293, 1874.
- (5) 「米国」の用語は久保田太郎先生著、国際私法叢書、監修一十八年、七五—九〇頃迄使用した。
- (3) International Center for Settlement of Investment Disputes Convention on the Settlement of Investment Disputes between States and Nationals of other States (effect 1966), from ICSID/2, 1965.
- (4) International Center for Settlement of Investment Disputes, Proceedings : Six Annual Meeting, 28 Sept. 1972, Docu. AD/72/4, 1972.

## 五 わ た ら

個人の他国での経済的活動がその地でのみの法規制を受けるか、またその個人が本国から進出した法人または現地の法人との違いにて「ノンチャーチの子の1従業員である時、その地の法律がかかる法ローレルを受けるか」について大口のケースを用いて追究してみた。現実に何万、何十万といるノンチャーチの従業員が国境を越え、他国で働くこと。あるいは、他国で働くこと、一般的に何かそれに「出稼」との意味があり、この場合の用語として適切でないかかもしれない。それは他国で外国人と同じ法律的規制を受け、訴訟権もノンチャーチによる現地法人を通じてないと以外はその地に永住権、更に市民権を持つ人と同等にならないのであるかない準現地国籍人となることになるであろう。

現在ジニアント・ベンチャーの分類に入る会社は、しかもその国の法人で働く外国人ばかりの分野での先進国といわれる米、日、西独三国でも百万人を下らない。あるいは日本は従業員数では米、西独三国に大きく劣るが、投資額

ではそれ程の差異はないようである。たとえば一九六〇—七〇年の間に、米国の対内直接フローは、対外直接投資フローの二〇%<sup>(55)</sup>であり、日本が三〇%、西独と英が六三%、オランダが九〇%であった。因みにフランスは対内直接投資フローは対外の二倍、イタリアとカナダは二倍以上、ニュージーランドは三倍、ベルギー四倍、オーストラリア、スペイン、ポルトガル、南アは七・五一十二倍に達している。米国に対する欧州諸国の投資額は、欧州諸国に対する米国の投資額とほぼ同じである。しかし後者の八〇%が直接投資であるのに、前者の七〇%は有価証券投資であり、株式投資と債権投資がほぼ半分ずつである。このように米国との他の先進諸国に対する直接投資総額はオランダ以外の欧州諸国への直接投資額を数倍上まわっている。<sup>(56)</sup> 欧州の米国進出ジョイントベンチャーの投資額の殆んどが、イギリス、オランダ、スイスであり、その六〇%を占めている。日本は石油、製造業、サービス部門に驚くべき進出をしているが、支配権を握る迄には、まだ数年を要するようである。

日本は現在重工業の成長の柱 (growth pole) といわれる鉄鋼、石油化学、エレクトロニクス、船、車、航空機の六部門で各々世界総生産量の三分の一から二分の一を生産している。しかし近年迄かなりきびしい外資規制策をとったため、外資参加企業の固定資産は一九六八年で製造業の総固定資産の二・三%、総売り上げ高の一・六五%である。石油産業の六〇%、ゴムの一九%は例外に属している。<sup>(57)</sup> しかしこれも数年の間に逆転するだろう。(一九七五年末現在)

カナダは三分の一がジョイントベンチャーであり、生産高では六〇%、鉱・精鍊関連では六五%に達する。米国はカナダに対する直接投資総額のうちでの八〇%を占め、英國がこれに続いている。英國は他国から英國への対外直接投資総額の八〇%を米国に占められており、それは全製造業の一三%、総雇用者数の九・二%、総輸出額の五分の一を占められていることになる。ベルギーは対外直接投資額の半分が米国の子会社によって占められており、国民総生産額のうちジョイントベンチャーによるものが四分の一、販売高の三分の一、総雇用者数の一八%、輸出額の三〇%となっている。<sup>(58)</sup> フ

ランスは、西独よりも低く三分の一である。<sup>(59)</sup> これにはいろいろの理由が考えられるが要するところ、この国の科学技術の水準の高さを物語つているものとみてよい。<sup>(60)</sup>

更にジョイント・ベンチャーが国民総固定資本量に占める割り合いが一九七〇年の記録では、カナダ三分の一、英國五分の一、ベルギー、ルクセンブルグ、西ドイツが一二一三%、フランス六%であり、特にカナダではケミカル・プロダクツ、メタル、マシーン、トランス・ポートエイション・インスツールメントでその五〇%を超えている点に注意すべきである。しかもこれ等の傾向は最近急速な展開をみせており、少なくとも一九八〇年代には七〇一八〇%がジョイント・ベンチャーによつて生産、販売されていくことになると思われるのである。

このような状勢下に、進出地で進出法人、進出労働者が極度に増大していくにつれ、進出地法の下でのトラブルを起すケースが頻出し始めた。本稿は、外国でその国の個人がどのような取り扱いを受けて来たか、特にそれが現地での法人の一部として作用する場合、いかなる現地法の働きを受けるかに擡げて取り上げたものであり、現在頻出しているジョイント・ベンチャーを通して起こる本論文の主体となる政治介入、収賄、脱税のケースは次稿に発表する予定である。

ケース(1)で紹介したものはほとんどの企業が国籍、国境の枠をハミ出してしまうという形勢下にあるという状態のものであつたし、それが当事国の国益を損なうとする立場からの規制を設けても、終局的には規制し切れる状態にはないことをそれとなく示したものである。資本のハミ出しだけでなく、技術を伴なつた労働者の流出なくしてその完成はあり得ない。これがジョイント・ベンチャー時代に突入すると、それが何万、何十万の単位となつていく。次にタカハシ・ケースであるが、ここで論じたものは永住権、営業権、市民権の三権の法律的地位をめぐる優位の決定である。この場合、勿論、本戦争にまたがつたわけであるが、カリフォルニア州控訴院も州最高裁も原告が市民権なきが故に禁止するとの立場を一步も崩さなかつた。しかしこれが連邦憲法の人権条項に抵触するのは、いかんともし難く、結局アメリカ市民権をとりさ

えすれば、勿論合法であるとし、州法もそれ以上に、永住している外人の営業権を規制することができなくなつた論理を示したつもりである。この判決は営業権を持つて州法の規制下に入州してくる外人およびそれ等の法人には、その規制が及ばなくなつて来たという意味で重要である。ジョイント・ベンチャーがその州の法律の下に、その州の法人として営業するものであり、またその殆んどが法人代表を現地人とし、進出法人は投資主としておさまるケース等が多いことから、州法が受入れ拒否の法的立場を根底から喪失してゆき、一方連邦憲法は外資の導入やジョイント・ベンチャーの進出には、後ればせながら、ロビイストなんかと協力しつつ、厳しい制限を課することに狂奔するのに、州法がその意味での法律を完全にザル法化していく過程の一つを示している。

第(3)のノア・ケースはアメリカで許可される法人が、それがたとえ公益法人であろうとも、営業権のみという立場からなら、外国人企業は何の制約もなしに営業しうるとの立場を明確にしたリーディング・ケースである。一般アメリカ人も、外国人の営業権と競合した場合、アメリカ市民には何か有利な州法の保護が加えられるように考え勝ちであるが、このケースはその何もないことを暴露した点で重要である。しかも何か保護権がありそうに彼等が考えていたのは、実は今次大戦中に各州の作った軍事機密漏洩禁止を土台とする死文化したスペイ法の残影だったわけである。判決はその経緯を立法当時に遡つて詳細に解説している。このケースを契機としてアメリカ東岸に数多くの多国籍企業が進出していくことになる。第(4)のケースはフランス・パリにあるレミントンランド・タイプライター会社に関するケースであるが、本社がたとえニューヨークにあり、フランス・レミントンランド・タイプライター会社は、その本社工場で製造したものをフランスで売り捌くだけの、しかもアメリカ人の指令にのみ従つて、また全株がアメリカ人によって所有されつゝ動くものであつても、それを規制する法律はフランス国内には存在しないことを天下に示した判決である。現代のジョイント・ベンチャーは現地法人であり、現地法の下に経済活動のみに専つて活動するから、全然その活動を規制する方向での拘束力を受けぬ

ことになつてゐるのは当然である。

第(5)のケースは外人が自国籍以外の国で、経済活動のみを対象とした法人を登記する場合、外人なるが故にその登記を拒否される法律、法的根拠は何も存在しないことを示している重大な判決である。人間社会の福祉とその向上が、その大部を経済活動およびその交流に負つてゐることから考えて、従来の国際法、すなわち国境争いを出発点とした過去の戦争概念でも持込まぬ限り、この本質的問題・その流れに棹さすことが不可能なことを示している。

第(6)のローリン ケースは、アメリカ連邦法に対する州法のように、スエーデンでも、そこに住む外人の別居問題は「郷に入りては郷に従う」、いわゆる *Lex Fori* の原則で裁かるべきであり、その領域住民の支持する法律が優先することを示したものである。しかもローリン夫妻はすでに、それぞれにスエーデン法人に勤務して生計をたてており、何にもましてこの国の生活になじんでおり、またその国の法律にも溶け込んでいることがその決定要因となつたことである。ジョイント ベンチャーが経済活動を主として、しかもその国の法律にいかになじんでいるかということが、重要な役目をなすとし、その構成要因のフォームが何であるかは殆んど重要性を持たないとする方向に進んでゆくことを示したことになる。そしてこの方向そのものが二章で述べたように、客観的にみてジョイント ベンチャーの法的性格とその国際法上の位置づけを説明していることになる。

なお続編は西独と日本のケースの紹介、更に現在ますます惹起しているジョイント ベンチャーと現地法とのトラブルに焦点を合わせ、地味ではあるが、可能な限りの法律的メスを入れていく予定であり、六〇年も前に、大沢章先生が、勇敢にも主張された、国際法は国家、国際団体および個人を律するものであり、この法は将来いよいよ国家、国際団体の枠を外し、ただ、たひすら個人とのダイレクトな関係づけへと進むであろうとされたお考えが、どのようにジョイントベンチャーを通じアプライされるかを追究してゆこうと思う。

- (55) Business International, *The Effects of United States Corporate Foreign Investment, 1960-70* (New York, 1972).
- (56) Hellmann, R., *The Challenge to United States Dominance of the Multinational Corporation* (New York, 1970).
- (57) Japanese Trade & Industry Ministry, *Special Report on foreign Owned Firms in Japan* (Tokyo, 1968).
- (58) Van den Bulcke, *The Foreign Companies in Belgian Industry* (Ghent, Belgian productivity Centre, 1973).
- (59) Bertin, G., "Foreign Investment in France", in *Foreign Investment*.
- (60) Litvak, I. & Maule, C., *The Experience of Host Countries*, 1970.
- (61) Ibid.
- (62) 大沢章先生は、一九一〇年代に「国際法秩序論」なる大著を初めとして、おほ多の論文を発表され、その中で国際法は、必ずしもわれたが如きの轉移の山靈にとりつかれており、國家、国際団体間の法であるとの規定に懸念であるが、それは謬謬を眞じてあり、國家、国際法団体、ならびに個人をも律するものであると提唱された。そして、ヨク近い将来、国家の枠はとれてもか、その残影の上に個人が大きく浮ぶ上へと結論してある。當時内外でこれ程ハッキリ、明瞭な国際法のアリ方を明示された学者は見当ひない。
- 従来の国際法は縦断的関係からする領域主権論、あるいはその中に領域おもぢやの主権、国境、主権のおよぶ領域の限界たる領海、領水、海底地帯資源を含む陸底、海底の限界、その及ばぬ公海、最近の経済水域、空中くの限界の設定等、更にその限界内に住む person & things に対する legal controls も、横断的関係からするもの等を一つの unit として発する条約論のみに分かることある考え方から一步も出ずはじいたところであつた。しかし、領域主権論は条約論と一体のものであり、国際法と表裏をなす、その主体はあくまでも個人でなければならぬと喝破られた大沢先生の legal corollary が今漸く内外の学者の間で結実しようとし始めたるのみでよじだらう。国際法も国内法もその根柢からいは同じく個人である筈であり、その二法も結底やねんりんそれを媒介として個人に接するに限られる。又この考え方を立だせ限り、現在滔々として押し寄せて来てゐる Jus Cogens の法理も、今世界をその渦の真っただ中に巻き込みつつある多国籍企業の実態をどうして把握であるか。グローバル化以来の国家ところの枠を土台とした従来の国際法の概念が、その根本的転換を余儀なくせられ始めたのは当然である。
- 日本の法学界に全くないじまな領域となりてゐる比較法、公法、コンペラティフ ケース スタディ等の分野の解決をめぐる転換は大切な意義を持つことだ。大沢法學の意味をねむくことのじての再検討が叶はれる所以である。